

早期退職に係る募集実施要項

平成31年3月5日
独立行政法人
統計センター 理事長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図るとともに、組織改正を円滑に実施することを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第8条の2第1項第1号及び第2号）を行う。

1. 募集の対象

独立行政法人統計センターの職員のうち、平成31年3月31日現在で「45歳以上」の「部長級」のもの（注1参照）

※ 部長級とは、「独立行政法人統計センターの標準的な官職を定める規定」において「部長」として定める職制上の段階をいう。

2. 募集人数

若干名

3. 募集の期間（約15日）

平成31年3月5日（火）午後1時から

平成31年3月20日（水）午後5時まで

※ 都合により募集の期間を延長するときは予めその旨周知する。

4. 退職すべき期間

平成31年3月31日（日）から平成31年4月10日（水）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を変更することがあり得る。

5. 応募の手続

- ① 応募しようとする職員は、下記受付担当に募集内容について確認の上で受領した「応募申請書」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、手渡し又は電子メールにより提出する。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 応募の受付終了後、概ね1週間以内に通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は(注2)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、下記受付担当に募集取り下げについて確認の上で受領した「応募取下げ申請書」に必要事項を記入の上、退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。

6. 退職手当の割増し

退職手当を算定する際に所定の割増し措置がある。

7. 本件に関する相談先(受付担当)

総務部人事課長 [] []
【連絡先】内線 [] メール< [] >

総務部人事課副課長 [] []
【連絡先】内線 [] メール< [] >

-
- (注1) 次の(1)及び(2)のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
- (1) 平成31年4月10日(退職すべき期間の末日)までに定年に達する職員
 - (2) 平成31年3月5日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は平成31年3月5日から平成31年3月20日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者
- (注2) 応募者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。
- (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合
その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合